

児童手当法の一部を改正する法律の成立について －児童手当の支給対象が小学校3年生まで拡大－

本日、児童手当法の一部を改正する法律案が国会（参議院）で可決、成立し、公布日から施行し、平成16年4月1日から適用することとされた。

本改正により、現在、義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までとされている支給対象年齢が、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）まで拡大される（改正法の概要については別紙参照）。

本改正の対象児童のいる父母等が新たに児童手当等を受ける（増額の場合を含む）ためには、下記のとおり、市区町村の窓口（公務員は勤務先）において、認定請求等の手続きを行うことが必要となる。

なお、本改正により新たに支給対象となる児童の父母等が法施行日より平成16年9月30日までに市区町村等に認定請求等を行った場合は、4月1日（又は支給要件に該当した日）に遡り支給を受けられる。

記

小学校1年生がいる父母等

平成16年3月31日まで、当該児童に係る児童手当等を受給していた父母等については、特段の手続きを要しない（4月以降も引き続き支給）。

ただし、上記に該当しない父母等であって受給資格がある者については、認定請求を市区町村等に行う必要がある。

小学校2・3年生がいる父母等

現在、児童手当等を受給していない父母等については認定請求、就学前児童についてすでに児童手当等を受給している父母等については額改定請求をそれぞれ市区町村等に行う必要がある。

(別紙)

児童手当法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当制度における支給対象年齢の引き上げを行う。

法律の概要

○支給対象年齢の延長

現 行 義務教育就学前まで → 改正案 小学校第3学年修了前まで
(6歳到達後最初の年度末まで) (9歳到達後最初の年度末まで)
支給対象児童数 約650万人 支給対象児童数 約940万人

○手当額

現行どおり
(第1子・第2子 月額5,000円、第3子以降 月額10,000円)

○所得制限

現行どおり

○費用負担

現行(就学前特例給付)どおり(国2/3、地方1/3(公務員は全額所属庁))

○実施時期

公布日施行、平成16年4月1日から適用